

令和8年度継続入所支給認定（1号）児童分の手続き (現況調書の提出)について

1 提出期限

令和7年12月12日（金）まで（必着）に、現在入所している各施設へ提出してください。期限までに提出がない場合は、継続入所の意思がないもの（退所希望）として取り扱いますのでご注意ください。

なお、令和7年度末などに退所する場合（卒園児を除く）には、各施設へ退所届を提出してください。

2 提出書類

	No	必要書類	備考	チェック欄
全世帯	①	特定教育施設入所児童現況調書		<input type="checkbox"/>
	②	同意書		<input type="checkbox"/>
該当者のみ提出	③	住民票の写し	別居している保護者又は子がいる方（該当者分）	<input type="checkbox"/>
	④	ひとり親世帯であることが証明できる書類	戸籍謄本の写し ※前年度（新規申込時）に提出済で記載内容に変更がない場合は不要です。	<input type="checkbox"/>
	⑤	在籍証明書 (次年度就学する場合は不要)	入所児童の他に以下のいずれかの施設を利用しているお子さんがいる場合 従来制度幼稚園、町外の教育・保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用	<input type="checkbox"/>
	⑥	各種手帳の写し	同一世帯に以下のいずれかの手帳等の交付を受けている方がいる場合 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金等証書	<input type="checkbox"/>
	⑦	生活保護受給者証の写し	生活保護を受給している方	<input type="checkbox"/>

3 留意事項

- (1) 退所する方は、施設長から所定の様式を受け取り、記入の上、速やかに提出してください。
※ 町内認可保育施設（保育所等）の入所を希望する場合は、子ども支援課保育係（電話：022-767-2196）へお問合せください。
- (2) 現況調書提出後、届出内容に変更があった場合には、「特定教育・保育施設等入所児童状況変更届」にて変更内容を届出てください。
- (3) 油性ボールペンなど容易に消えないもので記入してください。（摩擦熱でインクが消えるペンは使用しないでください。）
- (4) 認定こども園において令和8年度4月から2号認定への変更を希望する方は、①②と併せて「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書」「保育が必要な状況を確認する書類」を、令和7年11月28日（金）まで（必着）に、現在入所している各施設へ提出してください。
詳しくは裏面をご覧ください⇒

現在1号認定で、新年度より2号認定への変更を希望する方は、以下の書類をご用意ください。

	No.	必要書類	備考	チェック欄
全世帯提出	①	特定教育施設入所児童現況調書		<input type="checkbox"/>
	②	同意書		<input type="checkbox"/>
	③	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書	「その他」の欄に「1号から2号へ変更」とご記入ください。	<input type="checkbox"/>
	④	保育が必要な状況を確認する書類	就労証明書等 (必要書類は以下をご確認ください)	<input type="checkbox"/>

※③施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書、④就労証明書等の用紙は、子ども支援課及び各施設で配布します。

○ 保育が必要な状況を確認する書類

保育を必要とする事由	証明書類	発行元	該当者
就労 ※内定含む	お勤めの方・・就労証明書	勤務先	児童の保護者
	自営業の方・・就労証明書及び開業届の写しまたは確定申告書の写し等	本人	
	農業の方・・・就労証明書及び耕作証明書	耕作証明書は役場	
妊娠・出産	母子健康手帳の写し ※手帳の表紙(父母の氏名が記載されている部分)及び分娩予定日の記載があるページの写し	本人	
疾病・障害	診断書等 ※疾病等により保育ができない旨記載があるもの	医師	
介護等	看護(介護)状況申告書 看護(介護)を受ける方の診断書等及び看護(介護)計画書等	本人 医師	
就学	学生証の写し及びカリキュラム等	就学先	

※自営業の方も、就労証明書の「自営業」にチェックを入れて本人が作成してください。添付書類（開業届の写しまたは確定申告書の写し等）と共にご提出願います。

※保育が必要な状況を確認する書類（就労証明書等）は、3か月以内（令和7年9月まで）に提出しており、現況調書提出時点で内容に変更がない場合は、提出不要です。

※記載例

N o. ①

特定教育施設入所児童現況調書

- 記入する際は、「消えるペン」は使用しないでください。
- 保護者氏名と同意書の申請者は同一名で記入してください。
- 連絡先は、可能な限り平日日中に連絡可能な番号をご記入ください。

令和7年 11月 1日

住所 利府町利府字新並松4番地
 保護者名 利 府 太 郎
 連絡先 0#0-#####-##### (母携帯)

申請児童	氏名 (ふりがな)	生年月日		令和8年4月1日現在の年齢	性別
	(りふ いちろう) 利 府 一 郎	令和2年8月10日生		5歳	男・女
施設名	利府●●幼稚園		認定	1号認定	入所年月日 令和6年 4月 1日

○世帯の状況（申請児童を除き、同居している方全員について記入してください。）

氏名 (ふりがな)	申請児童との続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校等
(納入義務者・りふ たろう) 利 府 本 郎	父	# # # #年 4月8日	# #	利府町役場
(りふ はなこ) 利 府 花 子	母	# # # #年 2月13日	# #	専業主婦
(りふ りか) 利 府 梨 花	姉	# # # #年 4月20日	#	しらかし台小学校

住民票上別世帯であっても、同住所（同じ屋根の下）で生活している場合は、その方（祖父母等）も記入願います。また、別世帯であっても「生計を一」にしている方がいる場合も必ず記入願います。

※ 町外の場合は、「住民票の写し」を添付願います。

生活保護を受給している場合は、「適用あり」に○を記入してください。また、「生活保護受給者証」の写しを添付願います。

生活保護の適用の有無	適用なし	・	適用あり	(年 月 日保護開始)
------------	------	---	------	-------------

以上の内容について、施設型給付費等支給認定及び入所申込または、前回の（特定教育施設）入所児童現況調書提出以降に変更になった項目があり、未だ届出をしていないものがある場合には、以下に記入してください。

（例）住所変更、電話番号変更、世帯員の増減

電話番号変更（父携帯⇒母携帯）

※ 町 記 入 欄	ここは記入不要です。

記入上の注意

この現況調書は、申請者（保護者）が次の点に注意して記入の上、在籍する施設を経由し子ども支援課子ども支援班宛に提出してください。

なお、その家庭から2人以上の児童が在籍している場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

1 「施設名」欄は、現在在籍している特定教育施設（認定こども園の幼稚園部門又は幼稚園）名を記入してください。

2 「世帯の状況」欄は、入所児童本人以外の両親及び同居している親族などの全員について記入してください。
(世帯分離をしている等に関わらず、同住所に居住（住民登録）している方を同居とみなします。)

(1) 「年齢」欄は特定教育施設継続入所を希望する年度の4月1日時点の満年齢を記入してください。

(2) 利府町内の特定教育施設へ入所できる基準は、対象児童が利府町に居住（住民登録）、又は、住所地において支給認定（1号認定）を受けている場合に限られます。

※ 上記基準を満たさない場合は、保育の実施の解除（退所）となります。

(3) 世帯員の中で入所児童のほかに保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、小学校、中学校、高等学校等に在籍している方がいる場合は、当該施設名を「勤務先、学校等」欄に記入してください。（「保育の利用を必要とする理由」欄を記入する必要はありません。）

※記載例

同 意 書

- 1 町が施設給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その関係書類の写しを関係機関から受領すること。その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。
- 2 支給認定のために提出した書類（税金関係の書類を除く）について、町から入所予定の施設宛に写しを送付すること。
- 3 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、在籍時の記録を入所施設から就学先の小学校宛又は異動先の保育施設等宛に送付すること。
- 4 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規程に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項）に基づき、在籍時の記録を入所施設から就学先の小学校宛又は異動先の保育施設等宛に送付すること。
- 5 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）第10条第1項の規程に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項）に基づき、在籍時の記録を入所施設から就学先の小学校宛又は異動先の保育施設等宛に送付すること。
- 6 当該児童について、特定教育施設入所期間中に支給認定の取り消し、又は、認定期間を超えた場合には、保育の実施を解除されても異議はないこと。
- 7 児童手当法第21条第1項又は同条第2項の規定に基づき、町から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいう。以下同じ。）の額から、町又は入所する施設に対して納入すべき義務がある未納入の保育料（延長保育料を含む。）及び給食費がある場合は、当該児童手当等の支払期日をもって町が支払に充てること。

以上について、特定教育施設入所継続手続きにあたり同意します。

令和7年 11月 1日

住 所 利府町利府字新並松4番地

申請児童名 利府 一郎

申請者 利府 太郎

特定教育施設入所児童現況調書

利府町長 殿

年 月 日

住所

保護者名

連絡先

特定教育入所児童の現況については、次のとおりです。

申請児童	氏名 (ふりがな)	生年月日		令和8年4月1日現在の年齢	性別		
	()	年	月	日	歳	男・女	
施設名		認定	1号認定	入所年月日	年	月	日

○世帯の状況（申請児童を除き、同居している方全員について記入してください。）

氏名 (ふりがな)	申請児童との続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校等
(納入義務者・)				
()				
()				
()				
()				
()				
()				
生活保護の適用の有無	適用なし ・ 適用あり	(年 月)	日	保護開始)

以上の内容について、施設型給付費等支給認定及び入所申込または、前回の（特定教育施設）入所児童現況調書提出以降に変更になった項目があり、未だ届出をしていないものがある場合には、以下に記入してください。

(例) 住所変更、電話番号変更、世帯員の増減

※ 町 記 入 欄	認定の可否	認定者番号	認定区分等	支給(利用)期間
	可・否 年 月 日 認定		■ 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (□標 □短)	自 年 月 日
	入所施設(事業者)名			至 年 月 日
	備考			

記入上の注意

この現況調書は、申請者（保護者）が次の点に注意して記入の上、在籍する施設を経由し子ども支援課子ども支援班宛に提出してください。

なお、その家庭から2人以上の児童が在籍している場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

1 「施設名」欄は、現在在籍している特定教育施設（認定こども園の幼稚園部門又は幼稚園）名を記入してください。

2 「世帯の状況」欄は、入所児童本人以外の両親及び同居している親族などの全員について記入してください。
(世帯分離をしている等に関わらず、同住所に居住（住民登録）している方を同居とみなします。)

(1) 「年齢」欄は特定教育施設継続入所を希望する年度の4月1日時点の満年齢を記入してください。

(2) 利府町内の特定教育施設へ入所できる基準は、対象児童が利府町に居住（住民登録）、又は、住所地において支給認定（1号認定）を受けている場合に限られます。

※ 上記基準を満たさない場合は、保育の実施の解除（退所）となります。

(3) 世帯員の中で入所児童のほかに保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、小学校、中学校、高等学校等に在籍している方がいる場合は、当該施設名を「勤務先、学校等」欄に記入してください。（「保育の利用を必要とする理由」欄を記入する必要はありません。）

同 意 書

- 1 町が施設給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること、また、その関係書類の写しを関係機関から受領すること。その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示すること。
- 2 支給認定のために提出した書類（税金関係の書類を除く）について、町から入所予定の施設宛に写しを送付すること。
- 3 特定教育施設保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、在籍時の記録を入所施設から就学先の小学校宛又は異動先の保育施設等宛に送付すること。
- 4 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規程に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項）に基づき、在籍時の記録を入所施設から就学先の小学校宛又は異動先の保育施設等宛に送付すること。
- 5 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）第10条第1項の規程に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項）に基づき、在籍時の記録を入所施設から就学先の小学校宛又は異動先の保育施設等宛に送付すること。
- 6 当該児童について、特定教育施設入所期間中に支給認定の取り消し、又は、認定期間を超えた場合には、保育の実施を解除されても異議はないこと。
- 7 児童手当法第21条第1項又は同条第2項の規定に基づき、町から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいう。以下同じ。）の額から、町又は入所する施設に対して納入すべき義務がある未納入の保育料（延長保育料を含む。）及び給食費がある場合は、当該児童手当等の支払期日をもって町が支払に充てること。

以上について、特定教育施設入所継続手続きにあたり同意します。

年　月　日

住　所

申請児童名

申請者

